

令和5年度 第1回 山都町国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 令和5年8月18日(金) 18:00~20:00

2 場 所 山都町役場本庁 2-1会議室

3 出席者 (委員)

区分	氏名	出欠
公益代表	吉川 美加	○
	西田 由未子	○
	藤原 秀幸	○
	後藤 壽廣	○
被保険者代表	竹本 有紀	○
	山本 剛生	○
	木野 由美	
	坂本 昭則	○
保険医又は保険薬剤師代表	野田 秀喜	○
	山口 省之	○
	豊田 彩	
	坂梨 光	○

(保険者代表及び事務局)

山都町長 梅田 穰

健康ほけん課 課長 木實 春美

税務住民課 課長 高橋 尚孝

健康ほけん課 国保年金係 係長 藤本 朋広

健康ほけん課 健康づくり係 係長 飯法師 直美

税務住民課 徴収係 係長 小崎 康護

税務住民課 課税係 係長 堀 裕介 他

(傍聴者)

なし

4 質疑要旨

審議			
(1) 令和4年度山都町国民健康保険特別会計決算（見込み）について			
委員	単年度収支が赤字になったが、これが今後も継続した場合、財政調整基金を取り崩して補填することもあり得るのか。	事務局	今後も赤字額は増加するものと推計している。被保険者数の減少、一人当たりの医療費の増加が収まらない一方で、歳入を増やす（維持する）方策として、基金を活用する（繰り入れる）ことも検討が必要です。
(2) 熊本県からの報告について			
委員	市町村ごとに保険税の収納率に開きがあるが、収納率の高低が保険料率の統一・平準化に当たって影響があるか。 収納率の高い低いで、市町村にどのようなメリット又はデメリットが考えられるか。	事務局	県が市町村に提示する「標準保険料率」の算定に収納率は影響します。収納率が低い自治体では、翌年度の納付金等の財源となる保険料必要額（賦課総額）が高く設定されます。しかし、令和12年度の保険料率統一の段階では、収納率の県全体収納率（県平均）が採用されます。これにより、統一後の保険料率は、現に収納率が高い自治体にとっては、相対的に保険料必要額が高くなることがデメリットと考えられます。メリットとしては、収納率の高い自治体に対し、保険者努力支援制度による加点措置（交付金支給）があります。
委員	平準化の背景は、まさに「みんなで支えあう保険制度づくり」だと思う。町民にこうした背景をしっかりと説明してほしい。	事務局	広報誌、ホームページ等で国保制度や財政運営について適切にお知らせしますとともに、議会、委員会への報告に努めます。

委員	本町の特定健診受診率は県内で高い位置にあるが、これは納付金の算定に影響するのか。	事務局	事業費納付金の算定では、健診受診率は反映されませんが、保険者努力支援制度による交付金措置の対象となります。
(3) 山都町国保事業における財政運営の課題及びその解決に向けた取り組み方針(案)について【諮問】			
委員	保険税率の引き上げは被保険者にとって過大なプレッシャーであり、混乱を回避すべく、十分な議論と情報開示が切に求められる。 また、保健師の数の不足も非常に心配している。	事務局	町単独ではなく、県全体の医療費の動向に左右されるため詳細な試算が困難だが、出来る限り根拠を示し、ご理解いただけるよう努めます。 今回提示しました改善策に限らず、被保険者の医療費抑制に向けた取り組み(保健事業)を強化し、国保特別会計の歳出抑制・事業費納付金の縮減に努めます。 こうした努力は、県内全ての市町村で取り組むことが最も重要であり、県全体の課題であることについて被保険者の理解と同意を得られるよう心がけます。
委員	医療費の突発的な増加に備えて今後も基金を十分に保有しておく必要はある。いずれにしても、保険税の引き上げは避けられないものと考えて、「基金の取り崩しを幾ら実行して、保険税率・一人当たりの保険税額を幾ら上げるのか」を、具体的な数字(根拠)でもって住民に丁寧に説明していただきたい。		
委員	資料3の7頁に「医療の高度化により」とあるが、その意味と、なぜ医療費が増える要因となるかお尋ねする。	事務局	「医療の高度化」とは、先進医療の進歩を軸として、これまで治療困難とされていた疾病が「完治できる」ものへ変化することを意味します。 それら治療にかかる費用は決して安価ではありませんが、高額療養費の給付により、個人の負担を抑え、安心して治療することができます。 これこそ保険制度の本質と言えます。

委員	基金残高がゼロになることは避けなければならないと考えるが、これに関するお考えは。	事務局	<p>基金は、将来の不測の事態発生への備えとして一定の保有は必要です。そのことから、基金について、最低保有額の設定の有無、処分できるケース（基準）の条文化（条例化）、処分する額の算出方法など、細部にわたり今後検討します。</p> <p>基金の取り崩しは、あくまでも単年度収支が黒字・安定化するまでの時限的措置とし、措置終了後は、実質収支残高の一部を基金に積み立てたいと考えています。</p> <p>なお、基金条例の改正案は、今年度議会へ提出する予定です。</p>
委員	医療費の抑制には、住民の健康づくり（保健事業）の推進が不可欠であるが、高齢化が加速する中で今後どのような点を強化されるのか。	事務局	<p>健康づくりを強化し医療費の抑制を図ることは大切ですが、その反面で効果が見えづらい、という課題も内在しています。</p> <p>本町の特定健診受診率は6割を誇りますが、逆に言えば4割の方は受診されていません。また、未受診者が重症化しやすい傾向があります。今後は、未受診者対策を筆頭に、国保資格者以外の保健指導・各予防接種の勧奨も強化します。</p>
委員	基金の取崩しの上限は無いものと思われる。そうであれば、令和12年度の保険料統一までの間、まずは基金の取崩し（繰入れ）を優先して行い、被保険者の急激な負担増を抑えていただきたい。	事務局	<p>県全体で医療費抑制の取組み強化が必要であると同時に、国保財政の健全化も重要です。今回の委員の皆様のご意見をもとに、基金を活用策についてまずはしっかり検討します。</p> <p>被保険者に急激な負担増を強いることがないように留意します。</p>

委員	健診受診の効果（結果）が見えづ らい、との説明があった。広く健 診の効果を知ってもらうことを 目的に、「モニター制度」を実施 してはどうか。	事務局	過去広報誌にて数名の結果情報を 掲載したことがあるが、ここ数年は 行っていません。検討させていただ きます。
委員	保険税の抑制の手段として、一 般会計からの繰入金を増やすこ とは可能であるか。	事務局	国保会計への一般会計からの繰入 れは、国保税軽減額分など法律に定 められた事由に該当した場合に限 り認められます。 法定外の繰入れを行った場合は、県 による改善指導の対象となります。
委員	特別会計の単年度収支の赤字が 解消するまでの道筋（基金の取 崩しの工程）について、住民に分 かりやすく説明し、その先の保 険税率の引上げについて共感と 理解を得ることが必要である。	事務局	
(3) に対する委員会の答申（総括）			
委員	<p>(1) <u>被保険者に急激な負担を求めないよう配慮するとともに、見直しを検討するに 至った背景等について、広報誌・議会だより、又は厚生常任委員会等で住民 や議会に対して丁寧な説明に努めること。</u></p> <p>(2) 財政調整基金は、これまでの努力で積み立てられたものであり、被保険者の 負担増の抑制のために有効的に活用することはやぶさかではない。これを機 に、担保（一定の保有額）の必要性の有無も含め、<u>基金の取崩しのルールを具 体的に定めるとともに、その適正な運用に努めること。</u></p> <p>(3) 被保険者の健康管理を目的とする施策・取組み、医療費の抑制のための取組 みについて、適宜見直しや先進事例の学習を実践し、<u>一層の効果が出るように 今後も努めること。</u></p>		
(4) 令和5年度の保健事業について			
委員	保健事業の効果を生み出すに は、保健師の人数も影響する。行 政にはその点を理解していただ き、人材確保に努めてほしい。	事務局	

山都町国民健康保険運営協議会規則の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員

議事録署名委員